

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年9月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託

(2) 業務目的

県が選定するモデル地域において、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、介護事業所における生産性向上の取組を推進する。

(3) 業務内容

令和7年度ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業業務委託に係る仕様書のとおり。

(4) 委託価格の限度額

4,490千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、(1)から(6)について、当該コンソーシアムを構成するすべての法人がその要件を満たすことという。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

電話番号 054-221-3395 FAX番号 054-221-2142

E-mail kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和7年9月2日（火）から令和7年9月18日（木）まで（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、令和7年9月18日（木）は正午までとする。）

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県介護保険課ホームページ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書（コンソーシアムの場合は委託業務コンソーシアム参加資格者誓約書及び委任事項）、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

参加表明書、誓約書 令和7年9月18日（木）午後4時 持参又は郵送必着

企画提案書、業務実績表、見積書 令和7年9月25日（木）正午 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 事前説明会

ア 日 時 令和7年9月10日（水）午前10時から午前11時まで

イ 開催方法 WEB会議システムを利用したオンライン開催

(5) プレゼンテーション

ア 日 時 令和7年10月1日（水）の指定した時間

イ 実施方法 WEB会議システムを利用したオンライン開催

6 その他

(1) 詳細は公募要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課（電話番号054-221-3395）とする。